

広島市水道局規程第 15 号

令和 7 年 9 月 29 日

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 枘 原 茂

広島市水道局就業規則の一部を改正する規程

広島市水道局就業規則（昭和 28 年広島市水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条の 3 第 4 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律第 19 条第 1 項の規定による」を「第 21 条の 10 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する」に改める。

第 21 条の 10 第 1 項中「勤務時間の」の右に「全部又は」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 部分休業の請求をしようとする職員は、年度ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

- (1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
- (2) 1 年につき職員の 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間を超えない範囲内

第 21 条の 10 第 6 項を同条第 10 項とし、同条第 5 項中「又は」を削

り、「するとき」の右に「、又は第6項の規定による変更をしたとき」を加え、同項を同条第9項とし、同条第4項を同条第8項とし、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

6 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると認められる事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

7 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による部分休業の請求をすることができる。

第21条の10第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第21条の10第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの規程による改正後の広島市水道局就業規則第21条の10の規定の適用については、同条第2項第2号中「10」とあるのは「5」とする。